

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

### 事実及び理由

#### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）による特別遺族年金を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

#### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡妹（以下「被災者」という。）は、請求人によると、A所在のB会社C製作所において、昭和〇年から昭和〇年頃に1年間、D等の製作に従事していたという。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日に死亡したが、死亡診断書には、直接死因「閉塞性換気障害」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして石綿救済法による特別遺族年金の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として、本件再審査請求をした。

#### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

## 第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 石綿救済法に基づく特別遺族年金は、決定書理由に説示のとおり、死亡労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅したものを支給の対象者とし、死亡労働者等とは、石綿にさらされる業務に従事することにより対象疾病にかかり、これにより死亡したものをいうと規定されている（石綿救済法第2条第2項及び第59条第1項）。そして、対象疾病として、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物、石綿によるじん肺症等、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚が規定されている（石綿救済法第2条第1項及び第2項、石綿による健康被害の救済に関する法律施行令第1条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第2条）。

(2) 被災者は、死亡診断書によると「閉塞性換気障害」により死亡したものと認められるが、決定書に説示するとおり、石綿救済法が定める対象疾病にり患していたと判断することはできず、当審査会としても、被災者が石綿救済法に定める対象疾病にり患し、これにより死亡したものと認めることはできない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。